

# 再審手続における証拠開示手続の法制化及び検察官不服申立ての禁止を求める会長声明

## 1 声明の趣旨

当会は、再審請求事件における証拠開示制度の法制化及び再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止を内容とする所要の法改正の実施を求める。

## 2 はじめに

どのような刑事司法制度を採用しても、それが人による判断である以上、誤判による冤罪被害は無くならない。だからこそ、国家は、それを所与の前提として、できる限り誤判を防止する諸施策を講ずるとともに、最大限迅速な冤罪被害者の救済に努めなければならない。

我が国の再審制度はまさに、誤判により刑罰を科される冤罪被害者の最後の人権救済のための制度であり、立法府はその目的を達せられるよう適切な法制度を整備すべきである。しかし、現実には我が国の再審法制は、その目的に照らして不十分な制度と言わざるを得ないことから、以下に述べるように早期の法改正を求める。

## 3 証拠開示制度の法定化

我が国においても、数多くの冤罪(再審無罪)事件が存在する。その多くの裁判において、有罪判断に合理的疑いを生じさせる証拠は、再審段階において初めて開示されている。したがって、再審段階における早期の証拠開示は非常に重要な意味を持つ。

国会も、平成28年6月3日法律第54号(刑事訴訟法一部改正)の付則9条3項において「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示…について検討を行うものとする。」としているが、いまだに具体的な法制化には至っていない。現在の法律を前提とすると、検察官が公判に提出しなかった公判不提出記録については、刑訴法47条の「訴訟に関する書類」に該当し(最決平成16年5月25日民集58巻5号1135頁)、刑事確定訴訟記録とは異なり、一般に閲覧等は許されず、ま

た我が国の刑事訴訟法(以下単に「刑訴法」という。)では再審請求審及び再審公判における証拠開示制度が法定されていない。そのため、証拠の開示を検察官に命じるか否かは担当する裁判体の完全な裁量に委ねられる。さらに、検察官は、裁判所から証拠の開示を命じられたとしても、その証拠開示の範囲や時期について法律の制限がないため、制度上、冤罪を明らかにする証拠を開示しないことも可能である。つまり、仮に冤罪被害者の受けた有罪判断に合理的疑いを生じさせる証拠が、客観的には存在したとしても、担当裁判官、検察官の対応次第で、当該証拠が開示されない危険がある。その結果、担当裁判官、検察官の対応次第で、救われる冤罪被害者と救われない冤罪被害者が生まれてしまうのである。誤判の存在を前提に、冤罪被害者の救済を制度目的とする再審制度において、上記のような偶然かつ属人的事情により、冤罪被害者の救済が妨げられることがあってはならない。

客観的な証拠に基づいて、一律に冤罪被害者の救済を実現するため、一刻も早く、全面的な証拠開示制度の法定化を行うべきである。

#### 4 再審開始決定に対する検察官不服申し立ての禁止

冤罪被害者の救済のためには、再審請求審で再審開始決定が確定したのちに、再審公判において無罪判決を獲得しなければならない。しかしながら、過去の再審無罪事件においても、検察官による即時抗告及び特別抗告によって、地方裁判所における再審開始決定後、再審開始決定の確定までに相当な時間を要する事案が後を絶たない。いわゆる布川事件第二次再審請求審においても、再審開始決定がなされてからその確定までには4年以上の年月を要している。またいわゆる袴田事件においては、静岡地方裁判所が再審開始を認めたにもかかわらず、検察官による即時抗告により、東京高等裁判所が再審請求を棄却し、2020年12月22日には、最高裁判所が再審請求を棄却した東京高等裁判所決定を取り消し、東京高等裁判所に差し戻す決定をくださった。同決定内容は、再審開始を認める可能性を残したという意味では無辜の救済に資する判断であるが、再審開始決定を行うべきであるという林景一・宇賀克也両判事による反対意

見が付されながらも差し戻し審理を必要とするなど、迅速な冤罪被害者救済には程遠い現実があることを示している。

そもそも、再審請求審における冤罪被害者と検察官の間には構造的な不均衡が存在する。つまり、冤罪被害者は、特別な証拠収集能力もなければ、冤罪であるとはいえ、有罪判決を受けて刑罰を受けている立場にある。一方で検察官は、すべての捜査資料を把握・管理し、必要であれば国家権力のもとに人的物的資源を投入することができる立場にある。このような不均衡のもとで、さらに検察官に再審開始決定に対する不服申立権を認めていては、冤罪被害者の負担は不必要に重いものとなり、誤判が存在するにもかかわらず手続を継続できない冤罪被害者が生まれてしまう。

一度、再審開始決定がなされたということは裁判所が、厳格な再審開始要件に該当する事実の存在を認定したということにほかならない。再審開始要件はいずれも誤判の存在を基礎づける事情であり、同決定の存在自体が、誤判が存在しうることの証左である。再審制度は誤判の存在を前提とした冤罪被害者の救済のための制度であることから、誤判が存在する可能性があるのであれば、早期に誤判・冤罪の有無を判断し、速やかな冤罪被害者の救済を行うべきである。仮に、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを制限したとしても、検察官には、再審公判で被告人の有罪の立証をする途は存する。刑訴法においても、付審判決定(最決昭和52年8月25日刑集31巻4号803頁)等のように、犯罪事実の存否の不服につき、独立した不服の申し立てを許さない手続も存在し、再審についても同様の制度を構築したとしても、不自然はない。したがって、速やかに再審公判を開始できるよう、再審開始決定に対する検察官不服申し立てを禁止すべきである。

## 5 結語

上記の問題は2019年に決議された日本弁護士連合会「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」においても指摘されているところではあるが、残念ながら法改正は実現されていない。しかし、いま現在も、冤罪被害に苦

しみ、人権を侵害され続ける冤罪被害者は存在し、一刻も早い救済が必要である。当会は刑事司法の一翼を担う当事者として、誤判による冤罪被害者の救済のための上記の法改正を求める。

以 上

2021年（令和3年）2月19日

千葉県弁護士会

会長 眞田 範行